

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	事務所庁舎で使用する電気
契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 長崎河川国道事務所長 長崎県長崎市宿町316番地1
契約締結日	平成27年3月26日
契約の相手方の氏名及び住所	九州電力株式会社長崎営業所 長崎市城山町3番19号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥7,897,554-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥7,897,554-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

# 随意契約理由書

1. 件名 事務所庁舎で使用する電気
2. 履行場所 長崎市宿町316-1
3. 契約の相手方 名称 九州電力(株)長崎営業所  
住所 長崎市城山町3-19  
電話 095-864-1945
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令  
第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 当該業務の目的

本業務は、事務所庁舎で使用する電気の調達を行うものである。

(2) 当該業務の内容

本業務は、電力需要場所構内の引込柱に当事務所が設置した開閉機の電源側電線端子の接続点に交流3相3線式、供給電圧6000ボルト、計量電圧6,000ボルト、周波数60ヘルツの電気を供給するものである。

(3) 随意契約に付する理由

平成27年度の電気の供給契約について、一般競争入札を行ったところ、落札者がないたため、4月1日からの電気供給予定者が決定していない状況である。

入札公告期間の短縮等により、手続きを行った場合でも、契約締結後の電力供給手続き準備期間(通常1ヶ月程度)を考慮すると、事務所庁舎への4月1日からの電力供給開始は期間的に困難である。

九州電力(株)長崎営業所は事務所庁舎が所在する長崎市で電気事業法に基づく唯一の「一般電気事業者」である。

「一般電気事業者」は電気事業法第18条第2項において、供給区域における電気需要者への電気の供給義務が定められており、上記事業者は4月1日から長崎河川国道事務所庁舎へ安定的に電気を供給することができる唯一の事業者である。

以上のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、九州電力(株)長崎営業所が唯一の契約相手と判断するものであることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき九州電力(株)長崎営業所と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由作成者)

総務課長